

広島市告示（安芸区）第 4 7 号

令和 7 年 4 月 9 日

地方自治法施行令（昭和 2 2 年政令第 1 6 号）第 1 7 4 条の 4 4 第 4 項の規定に基づき、
安芸区役所市民部中野出張所区出納員の事務の一部を次のとおり委任させたので、同項後段の
規定により告示します。

広島市長 松井 一實

1 委任を受けた区分任出納員

安芸区役所市民部中野出張所	主任（会計年度任用職員）	岩根 雅代
（畑賀連絡所）	主任（会計年度任用職員）	内本 直美

2 委任させた事務

広島市証明等手数料条例（昭和 3 2 年広島市条例第 2 0 号）第 2 条に規定する手数料（連絡
所の所管事務に係るものに限る）の収納

3 委任年月日

令和 7 年 4 月 1 日

4 委任期間

令和 7 年 4 月 1 日から令和 8 年 3 月 3 1 日まで